

東法連ニュース

2026年
(令和8年)
2月号
第459号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL: <https://www.tohoren.or.jp> Mail: info@tohoren.or.jp

新年賀詞交歓会

全国から約500名が参加し、盛大に開催
新春記念講演は
「日米中関係と日本の政治」



乾杯をする稻垣光隆
大蔵財務協会理事長



あいさつする舞立昇治
財務副大臣



あいさつする斎藤保
全法連・東法連会長
全法連・東法連会長
理事長が乾杯の



講演する星浩氏



あいさつする小池百合子
東京都知事



財務大臣納税表彰受彰者の左から
佐藤一也副会長、秋山勉顧問 飯野光彦副会長



国税庁長官納税表彰受彰者の左から
藤井隆太副会長、清水和雄顧問、渡邊安雄理事、鈴木久理事



叙勲・納税表彰受章祝典

令和8年新年賀詞交歓会が1月21日、全法連との共催により帝国ホテルで開催され、全国から来賓や会員ら約500名（うち東法連関係は約200名）が参会した。

会は、斎藤保全法連・東法連会長の新年あいさつで開幕。来賓を代表

して舞立昇治財務副大臣があい

さつし、稻垣光

隆大蔵財務協会理事長が乾杯の

发声を行った。会場には、小宮敦史東京国税局長、武田康弘東京都主税局長のほか、福利厚生制度協力会社3社の社長らが列席した。さらに、会場に駆け付けた小池百合子東京都知事があいさつを行い、活気あふれる催しとなつた。

交歓会に先立ち、新春記念講演が行

われ、元朝日新聞社特別編集委員の

星浩氏が「日米中

（敬称略・法人会名簿順）

令和7年秋の叙勲 納税功勞 旭日小綬章
飯野 光彦 (副会長・北沢会長)
令和7年度 財務大臣納税表彰
小林 栄三 (顧問・元東法連会長)
佐藤 一也 (副会長・上野会長)
秋山 勉 (顧問・練馬東顧問)
三橋 信介 (顧問・町田顧問)
令和7年度 国税庁長官納税表彰
藤井 隆太 (副会長・神田会長)
清水 和雄 (顧問・小石川顧問)
渡邊 安雄 (理事・杉並会長)
鈴木 久 (理事・荒川会長)
安江 文博 (顧問・西新井顧問)

関係と日本の政治」と題して講演した。続いて、叙勲・納税表彰受章祝典（主催・全法連）が開催され、受章者65名のうち出席した34名に、斎藤会長から記念品が贈られた。

東法連関係の受章者は別掲の通り。

令和8年度 税制改正大綱 - 法人会の税制改正提言 -

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充!

特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置について、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得した場合に、即時償却又は税額控除が選択できます。(※取得価額の合計が5億円以上)

賃上げ税制

大企業向けに賃上げ税制が止まります。令和8年3月31日で廃止されます。

され
ます。
乗せ
措置は、廃
止され
ます。
教育訓練費に係る上

所得税・住民税関係

基礎控除等の改正

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

勤労学生の合計所得85万円以下から89万円以下に引き上げられます。12月1日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。
①認定住宅等の新築
②認定住宅等の既存住宅
③賃貸再販住宅・既存住宅の取得・住

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	4,500万円 ～ 3,500万円	0.7%	13年

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置について、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

②認定住宅等である既存住宅

暗号資産の譲渡に分離課税が適用

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の住所を得と分離して20%(所得税15%、個人所得5%の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年内の繰越控除が認められます。金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私募債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けたものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が個人でその者の00年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から5%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機の使用して作成する国税関係帳簿類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行つてあること、との要件を満たす場合控除額が65万円から75万円に引き上げられます。また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。不動産の小口化商品の対象とされて

通勤距離の区分	現行 非課税限度額	改正案	
		通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

期間	控除割合
令和8年 10月1日から 令和10年 9月30日まで	70%
令和10年 10月1日から 令和12年 9月30日まで	50%
令和12年 10月1日から 令和13年 9月30日まで	30%

通勤距離の区分	現行 非課税限度額	改正案
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満
		片道65km以上 75km未満
		片道75km以上 85km未満
		片道85km以上 95km未満
		片道95km以上

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

いの貸付用不動産については、その取得の時期にかかるわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

その他

③免税事業者である一業者からの多額の仕入の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円を超える場合)にその超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないことがあります。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に届いて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。従来は1万円以下の貨物について非課税とされる1回の支給額が300円以下に引き上げられます。また、深夜勤務に伴つ夜食の現物支給に代えて支給する金額について非課税とされる1回の支給額が300円以下に引き上げられます。さらに、令和8年4月1日以後に引き上げら

れます。また、手通販サイトなど指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を受取る場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行つたものとみなされます。

②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を受取る場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行つたものとみなされます。

③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送され下でのあるものの譲渡を行つ事業者は、所以轉する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後に適用されます。

④登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後に適用されます。

⑤固定資産税
償却資産に係る免税点が150万円から1,800万円に引き上げられます。令和9年度以後の年年度分の固定資産税について適用されます。

⑥防衛特別所得税
義務者は所得税の納稅義務者です。所得税の源泉徴収義務者は防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

⑦防衛特別所得税
義務者は所得税の納稅義務者です。所得税の源泉徴収義務者は防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

⑧ふるさと納税関係
ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と1,930万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

⑨軽油取引税の暫定税率
軽油引取税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

⑩インボイス制度の経過措置関係
①個人事業者向けの3割特別個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に對する消費税額の7割を乗じた額とし、納付税額の3割とします。令和10年10月から50%に変更されます。

②インボイスがない場合の経過措置

③記事内容についてのお問合せは…
T-1-S税理士法人
税理士 飯田聰郎
TEL 03-5363-5449
FAX 03-5363-5958
http://www.iida-office.jp/

厚生事業推進に関する活動好事例を共有。あわせて、制度内容の説明やPRにおける制度協力会社の関わり方、その際に生じる課題などについて活発な意見交換が行われた。

厚生制度推進における環境整備について」をテーマにグループディスカッションを実施した。ディスカッションには、大同生産等制度協力会社も参加し、「チ

生共益事業委員長・上野法人会会長（）が12月15日、全法連会館で開催された。当日は、厚生事業および共益事業の活動推進状況について報告が行われた後、参加者が3

厚生制度推進の 環境整備をテーマに グループディスカッション

厚生共益事業委員会連絡協議会

11月25日、第5ブロック組織委員会がGINZA過門香（墨田区）で開催され、各会から組織担当副会長や組織委員長、専務理事・事務局長、協力保険会社らが参加した。

単位会ニュース 「第5ブロック組織委員会」 を開催 第5ブロック

ログラムに広告を掲載し、法人会活動のPRを行つてある。当日は冬晴れの由
横原耕太郎専務理事および事務局職員が

（霞ヶ丘）をメイン
された。東法連は、
平成28年から大会プ
ログラムに広告を掲
載し、法人会活動の
PRを行つてゐる。

（公財）新宿未来創造財団などが主催する「第23回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン」が1月25日、MUFGLスタジアム（国立競技場・新宿

新宿シティハーフマラソンに参加 健康づくりへの意識新たに 東法車

東法連

試みで、黒沼公雄東法連組織副委員長（江戸川北法人会）からは、「東法連の委員会は参加会が限られている。brookで開催し事務局も参加することで、より広く各会のアイデアや悩みなどが共有でき、協力し合えることも見えてくる」と開催の主旨が伝えられ、活発な意見交換が行われた。

ハーフマラソンに出場。国立競技場をスタートし、外苑いちょう並木や新宿駅東口、神楽坂など区内各地を巡るコースを、約6千4百人の参加者とともに走り切った。完走した職員らは、健康づくりへの意識を新たにし、いた。

「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、便利な情報を届けします！

法人二税について、税理士から法人へ「eLTAX利用者ID」を共有すれば、

法人側で簡単に電子納税ができます！

詳しくはこちら



【eLTAXを装ったメール・SMS・詐欺サイト等にご注意ください！】

eLTAX になりすまして、支払を督促する不審なメール・SMSが確認されています。

eLTAX から支払を督促をすることはありません。

身に覚えのない不審なメール等が届いた場合には、速やかに削除してください。

【お問合せ先】
東京都主税局徴収部徴収指導課
TEL（直通）：03-5388-2984

法人会は「税に関する繪はがきコンクール」など様々な租税教育活動に取り組んでいます